

監事監査報告書の様式例の解説

【共通する内容、留意事項】

- ① 各様式例は自己の責任で利用して下さい。
- ② 文例は、会計監査人非設置法人、特定社会福祉法人、特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人の3種類用意しました。法人の状態に合わせて選択して下さい。
- ③ 会計監査人ではない公認会計士又は監査法人から会計監査（会計監査人による監査に準ずる監査）を受けている場合は、会計監査人非設置法人の様式例を選択して下さい。
- ④ 文例は株式会社の事例を参考に作成しています。事業報告と計算書類に対し、一体的に報告する形式となっています。
また典型的な適正意見及び相当性意見を表明する場合であるため、その他の意見を表明する場合や付記事項がある場合は変更が必要になります。
- ⑤ 当解説は、最も記載する内容が多い特定社会福祉法人の様式例を使用しています。
- ⑥ 個別の内容、留意事項は、監査報告書の様式例に関連させて、様式例の次に記載しています。

監査報告書

令和〇年〇月〇日 (※1)

社会福祉法人 〇〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇 殿 (※2)

監事 〇〇 〇〇 (※3)

監事 〇〇 〇〇

私たち監事は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日 (※4) までの令和〇年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容 (※5)

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、(※6) 業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)第2条の16各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部管理体制)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。(※7)
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(社会福祉法施行規則第2条の33各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。(※8、※11-1)

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。（※9）
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。（※10）
- ③ 内部管理体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。（※7）

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果（※11-2）

会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
（※8）

以 上

【個別の内容、留意事項】

- ※1 日付は「監査報告を作成した日」になります。実質的に監査が終了した日が考えられます。
- ※2 社会福祉法上、宛先は明記されていません。様式例は法人代表者の理事長としています。
- ※3 監事が個別に意見を付記する場合は別々に作成して下さい。その際は「私たち監事」「各監事」等の表現も見直す必要があります。
- ※4 会計年度に設立及び清算が行われている場合は、日付に留意して下さい。
- ※5 監査の方法及びその内容を記載します（社会福祉法施行規則第2条の27第1項1号又は同規則第2条の31第1号、及び同規則第2条の36第1項）。
- ※6 「業務及び財産」の前に「本部及び主要な事業所において」の文言を追加することも考えられます。
- ※7 社会福祉法45条の13第4項第5号（内部管理体制）の決議をしている場合に記載する内容です。（社会福祉法施行規則第2条の25第2項第2号、同規則第2条の36第5号）

- ※8 会計監査人を設置している場合に記載する内容です。(社会福祉法施行規則第2条の31第1項第2号及び第4号)
- ※9 社会福祉法施行規則第2条の36第2号の内容です。
- ※10 社会福祉法施行規則第2条の36第3号の内容です。
- ※11 法人単位の計算書類及びこれらに対応する附属明細書並びに財産目録以外の計算関係書類に対し、社会福祉法施行規則第2条の27第1項2号に準じて監事が意見を表明する場合には、次のような対応が考えられます。

※11-1 に次の記載を追加する。

さらに、必要に応じて会計帳簿又はこれらに関する資料の調査を行いました。

※11-2 の意見を次のように変更する。

- ① 法人単位の計算書類及びこれらに対応する附属明細書並びに財産目録に係る会計監査人〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ② 全ての計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。